

(証券コード：2986)
(発送日) 2024年3月13日
(電子提供措置開始日) 2024年3月7日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目9番18号
株式会社LAホールディングス
代表取締役社長 脇 田 栄 一

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://lahd.co.jp/ir/info/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認下さい。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「LAホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2986」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、2024年3月27日（水曜日）午後7時までに到着するようご送付お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号

アジュール竹芝16階 「曙」
（末尾「株主総会会場のご案内」をご参照下さい）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第4期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第4期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役5名選任の件

第3号議案

監査役3名選任の件

第4号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与
のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」を省略しております。したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- <株主の皆様へのお願い>
- ・株主総会当日までに運営方法等の変更が生じる場合は、適宜当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

事業報告

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の緩和に伴い社会経済活動は正常化に向かい、日本銀行総裁交代後も金融緩和を継続していることや円安によるインバウンド需要の回復などにより、景気は緩やかに回復し始めています。また、総務省統計局によると消費者物価指数（総合）の前年同月比は2022年4月から2023年12月まで21カ月連続で2.0%を上回って上昇しており、長らく続いたデフレから本格的に脱却し中長期的な景気拡大が期待されています。一方で、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰、金融資本市場の変動等の影響により先行きについては引き続き注視する必要があります。

当社グループの主たる事業領域である不動産市場においては、不動産投資市場が緩和的な金融政策の継続を背景として国内外投資家の投資意欲が依然として堅調に推移しております。中古マンション市場は、首都圏における成約件数が前期比1.6%増となり2年ぶりに前年を上回りました。また、成約価格が1億円を超える中古マンションの成約件数は前期比33.9%増となり年々増加傾向にあります。

このような事業環境の中、当社グループは、資金調達力の向上を背景に都心部の好立地にて大型案件の仕入れを強化し、更なる収益獲得を目指しております。新築不動産販売においては、高付加価値戦略が奏功し、主力とする収益不動産開発の販売が利益に貢献いたしました。再生不動産販売においては、価格上昇を背景に、「都心3区」「100㎡」「上質」をキーワードとした1戸当たり1億円以上の「プレミアム・リノベーション」シリーズの販売が好調に推移いたしました。それに加え、インベストメントプロジェクト業務において土地建物などの販売が利益に貢献いたしました。不動産賃貸事業においては、ヘルスケア施設の取得により賃貸資産が増加し、賃貸収益に貢献いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高及び損益に関わる業績は以下のとおりとなります。

① 売上高

- (i) 新築不動産販売は、土地企画販売7件の売却、収益不動産開発のオフィスビル「THE EDGE」（東京都 渋谷区）及び商業ビル「A*G 二子玉川」（東京都 世田谷区）、「A*G SAKAE」（愛知県名古屋市）、「A*G 西中洲」（福岡県 福岡市）の販売、新築分譲マンション「ラ・アトレジデンス姪浜」（福岡県 福岡市）及び「レーヴグランディ八重瀬」（沖縄県）が竣工し、全戸引渡し完了したことなどにより、売上高15,301百万円（前期比37.1%増）となりました。
- (ii) 再生不動産販売は、主力である戸別リノベーションマンション販売において「プレミアム・リノベーション」シリーズの販売が好調に推移したことに加え、インベストメントプロジェクト業務において土地建物（東京都 渋谷区）などの販売が完了したことにより、売上高15,142百万円（同149.6%増）となりました。
- (iii) 不動産賃貸事業は、ヘルスケア施設の賃貸資産が増加したことなどにより、売上高1,014百万円（同13.1%増）となりました。

この結果、売上高は31,499百万円（前期比72.6%増）となりました。

セグメント別売上高の概況は以下のとおりであります。

セグメント	金額 (千円)	構成比 (%)
不動産販売事業	30,444,046	96.7
（新築不動産販売）	(15,301,430)	(48.6)
（再生不動産販売）	(15,142,615)	(48.1)
不動産賃貸事業	1,014,213	3.2
その他事業	41,056	0.1
合計	31,499,316	100.0

② 営業利益

販売費及び一般管理費は、売上高の増加に伴う販売費の増加及び今後の事業規模拡大に伴う人件費の増加などにより2,957百万円（前期比65.3%増）となりました。

その結果、営業利益は5,552百万円（同31.4%増）となりました。

③ 経常利益

営業外収益185百万円、営業外費用796百万円を計上した結果、経常利益は4,941百万円（前期比32.5%増）となりました。

④ 親会社株主に帰属する当期純利益

投資有価証券売却損、関係会社株式売却損の計上などによる特別損失120百万円、法人税、住民税及び事業税1,603百万円、法人税等調整額△65百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は3,293百万円（前期比2.6%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきまして、主に不動産賃貸事業のヘルスケア施設及び賃貸マンションの取得などにより、設備投資等の総額は1,078百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、前連結会計年度に発行した第三者割当てによる新株予約権の行使により1,550百万円の資金調達をいたしました。また、借入金につきましては、主に不動産販売事業及び賃貸事業を行うために、仕入計画に照らして、必要な資金（金融機関からの借入）を調達し、当連結会計年度末における借入金残高は41,720百万円となりました。社債につきましては、SDGsの普及拡大と社会課題解決に向けた取り組みとしてSDGs私募債など120百万円を発行し、当連結会計年度末における社債残高は1,040百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値向上をグループ経営における最重要課題と位置付け、これらの実現に向けて対処すべき課題は以下の通りです。

① 財務基盤の強化

持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、財務基盤の強化を図りながら将来の成長投資と株主還元の両立を実現していくことを経営課題として認識しています。自己資本比率20%以上を維持しつつ、25%を目指すとともに、ROE20%以上を目標とし、財務健全性を維持しながら資本効率の向上に努めてまいります。

② 既存事業の深化

当社グループが安定的に成長していくためには、フロー型ビジネスの不動産販売事業とストック型ビジネスの不動産賃貸事業をバランスよく成長させていくことが重要だと考えております。新築不動産販売においては、競争優位性のある商品企画により更なる高付加価値化を追求し、継続的な利益成長を目指してまいります。また、株式会社ファンスタイルのグループ参画に伴い九州・沖縄地方での更なる事業規模の拡大を図ってまいります。再生不動産販売においては、1億円以上の「Million-Renovation」シリーズ及び「Hi▶La▶Re」シリーズを中心とする高価格帯物件に注力し、さらに1戸当たり10億円以上のハイグレードな邸宅「BILLION-RESIDENCE」を展開し、プレミアム領域での更なる事業成長を目指してまいります。不動産賃貸事業においては、社会的ニーズの高いヘルスケア施設への積極的な投資を行い、長期的に安定した収益の確保に努めてまいります。

③ 新規事業の創出

当社グループは、中期経営計画の方針に基づき、新たな収益となる事業展開を目的として新規事業の創出を重点施策の一つとしております。これらの方針のもと、中小企業向け事業再生・事業承継ファンド及びベンチャーファンドへの出資やベンチャー企業を投資対象とするファンド設立等の投資事業に加え、再生可能エネルギー事業やDX事業への参入など、新たな価値創造を提供する新規事業を創出してまいります。また、M&Aによる事業拡大は成長戦略の重要テーマであり、熊本県に本社を置く株式会社アーバンライクとの資本業務提携の締結及び同社の株式取得により持分法適用関連会社といたしました。今後も地方創生、地域経済の活性化を主眼に、継続的な事業成長を実現する上で地方の有力企業との連携、共同事業の展開など積極的に進め、中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

④ サステナビリティの取り組み

持続可能な社会の実現に向けて、事業活動を通じた社会課題への貢献はSDGsの達成に向けた取り組みを推進する上で重要であると考えております。当社グループにおいては、循環型エネルギー社会の実現に向けた脱炭素への取り組み、少子高齢化社会に対応した商品供給を通じた安心・安全なまちづくり、ガバナンス体制の強化など、企業が取り組むべき社会課題の解決も同時に図り、社会価値と企業価値の両立を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	(当連結会計年度) 2023年12月期
売 上 高	13,757,440	14,677,428	18,253,108	31,499,316
経 常 利 益	978,843	2,847,314	3,730,430	4,941,292
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	650,236	1,959,043	3,381,348	3,293,948
1株当たり当期純利益	123.58円	410.83円	638.25円	549.10円
総 資 産	23,630,052	36,332,523	50,669,236	61,209,909
純 資 産	4,349,293	7,342,560	11,417,648	15,212,696
1株当たり純資産	931.88円	1,349.03円	1,947.84円	2,409.00円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2020年7月1日設立のため、2020年12月期の連結会計年度から記載しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第3期の期首から適用しており、第3期以降に係る財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
4. 第4期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第3期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させておりません。

(6) 重要な親会社及び子会社

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ラ・アトレ	490,000千円	100.0%	新築不動産開発及び販売、再生不動産企画販売、賃貸不動産の運用等
株式会社LAアセット	10,000千円	100.0%	賃貸不動産の運用
株式会社ラ・アトレ レジデンシャル	5,000千円	100.0%	再生不動産企画販売、新築不動産の 販売代理、不動産仲介等
株式会社ファンスタイル	30,100千円	100.0%	マンション企画開発販売、不動産売 買・仲介、不動産賃貸管理等
株式会社ファンスタイル リゾート	10,000千円	100.0%	不動産仲介等

(注) 1. 当社の出資比率は、子会社による出資を含めて算出しております。

2. 当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社ファンスタイルHDは、同じく当社連結子会社である株式会社ファンスタイルを吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、重要な子会社の状況から除外しております。

3. 当連結会計年度において、株式会社ラ・アトレの連結子会社であったL' ATTRAIT PROPERTY DEVELOPMENT INC.の全株式を譲渡したため、重要な子会社の状況から除外しております。

③ 特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ラ・アトレ	東京都港区海岸一丁目9番18号	3,373,338千円	6,475,525千円
株式会社ファンスタイル	沖縄県那覇市泊一丁目2番3	1,481,447千円	6,475,525千円

(7) 主要な事業内容

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行っております。

当社グループは、主として不動産販売事業、不動産賃貸事業を行っております。

(8) 主要な事業所

① 当社

本 社：東京都港区海岸一丁目9番18号

② 子会社

株式会社ラ・アトレ：本社（東京都港区）
北海道支店（札幌市北区）
名古屋支店（名古屋市中村区）
大阪支店（大阪市北区）
福岡支店（福岡市博多区）

株式会社LAアセット：本社（東京都港区）
福岡支店（福岡市博多区）

株式会社ラ・アトレジデンシャル：本社（東京都港区）

株式会社ファンスタイル：本社（沖縄県那覇市）

株式会社ファンスタイルリゾート：本社（沖縄県那覇市）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
新築不動産販売	53名	4名増
再生不動産販売	14名	5名増
不動産賃貸事業	3名	1名増
全社（共通）	20名	—
合計	90名	10名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
6名	53歳	4年0か月

(注) 平均勤続年数は、該当する従業員の当社グループでの勤務開始より算出しております。

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社東和銀行	3,469,808千円
城北信用金庫	3,430,000千円
株式会社香川銀行	2,139,300千円
株式会社りそな銀行	1,350,508千円
株式会社みずほ銀行	1,220,000千円

II 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 17,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,246,775株

(注) 発行済株式の総数は、新株予約権の行使により452,500株増加しております。

(3) 株主数 8,146名 (うち単元株主数 6,858名)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
三井住友信託銀行 株式会社 (信託口)	670,700	10.74
合同会社城山21世紀投資	376,700	6.03
アジア・パシフィック・ マックスランド・ ジャパン有限会社	320,000	5.12
築地株式会社	220,000	3.52
城間和浩	155,000	2.48
昭栄電気工具株式会社	140,000	2.24
友 廣 茂	111,400	1.78
武 藤 伸 司	101,900	1.63
細 川 治 城	101,500	1.62
自 見 信 也	76,900	1.23

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第2回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2019年4月11日 (注) 1	2021年4月15日 (取締役会決議日)
新株予約権の数	1,000個	790個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式100,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式79,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行時の払込金額	(注) 2	(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2021年4月27日から 2029年4月10日まで	2023年5月1日から 2031年4月30日まで
新株予約権の行使条件	(注) 3	(注) 3
役員保有状況	取締役(社外取締役を除く) 1名 80個	取締役(社外取締役を除く) 1名 335個

	第8回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日	2022年4月14日 (取締役会決議日)	2023年4月13日 (取締役会決議日)
新株予約権の数	600個	350個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式60,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式35,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行時の払込金額	(注) 2	(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2024年5月3日から 2032年4月30日まで	2025年4月30日から 2033年4月28日まで
新株予約権の行使条件	(注) 3	(注) 3
役員保有状況	取締役(社外取締役を除く) 3名 600個	取締役(社外取締役を除く) 3名 350個

(注) 1. 株式会社ラ・アトレにおける取締役会決議日です。

2. 新株予約権の発行時の払込金額

当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が行使期間の到来前に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第14回新株予約権
発行決議日	2023年4月13日 (取締役会決議日)
新株予約権の数	37個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式3,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2026年4月30日から 2033年4月28日まで
新株予約権の行使条件	(注) 2
使用人等への交付状況	当社使用人 3名 11個 当社子会社使用人 6名 26個

(注) 1. 新株予約権の発行時の払込金額

当社は、本新株予約権の割当てを受ける者のうち当社の従業員に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。また、本新株予約権の割当てを受ける者のうち当社子会社の従業員に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を当社子会社が支給することとし、当社が当社子会社から同報酬債務を引受け、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

2. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権者が行使期間の到来前に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

IV 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	脇 田 栄 一	株式会社ラ・アトレ 代表取締役社長 株式会社L Aアセット 代表取締役社長
取 締 役	自 見 信 也	株式会社ラ・アトレ 取締役 株式会社L Aアセット 取締役 株式会社ラ・アトレレジデンシャル 取締役 株式会社ファンスタイル 取締役 株式会社ファンスタイルリゾート 取締役
取 締 役	栗 原 一 成	株式会社ラ・アトレ 取締役 株式会社L Aアセット 取締役 株式会社ラ・アトレレジデンシャル 取締役
取 締 役	福 田 大 助	山王シティ法律事務所 パートナー弁護士 田中商事株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	秋 元 二 郎	リエゾン・パートナーズ株式会社 代表取締役 日本シニア住宅リース株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	神 保 剛	株式会社ラ・アトレ 監査役 株式会社L Aアセット 監査役 株式会社ラ・アトレレジデンシャル 監査役 株式会社ファンスタイル 監査役 株式会社ファンスタイルリゾート 監査役
監 査 役	佐 藤 明 充	佐藤税理士法人 代表社員 東光監査法人 代表社員
監 査 役	江 口 正 夫	江口・海谷・池田法律事務所 代表者

- (注) 1. 取締役福田大助氏及び取締役秋元二郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役佐藤明充氏及び監査役江口正夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役福田大助氏、取締役秋元二郎氏、監査役佐藤明充氏及び監査役江口正夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 監査役佐藤明充氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額と定めております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、1年ごとに契約更新しております。

なお、当該保険契約では填補する額について限度額を設けることにより、被保険者による職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等は「基本報酬」、「業績連動報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション報酬」により、監査役の報酬等は「基本報酬」により構成されており、報酬等の上限額については、次のとおり株主総会の決議により決定しております。

- ・取締役及び監査役の基本報酬の上限額は、2021年3月30日開催の第1回定時株主総会において、取締役につき年額175百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役につき年額50百万円以内と決議いただいております。なお、同決議時における役員の員数は、取締役5名、監査役3名であります。
- ・取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬の上限額は、2021年3月30日開催の第1回定時株主総会において、年額50百万円以内とし、当該事業年度の経常利益を基礎とした目標達成に応じて支給することを決議いただいております。なお、同決議時における役員の員数は、取締役（社外取締役除く。）3名であります。
- ・取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬型ストック・オプション報酬の上限額は、2021年3月30日開催の第1回定時株主総会において、年額100百万円以内とし、各事業年度に係る定時株主総会から1年以内に発行する新株予約権の上限を1,000個（各新株予約権の目的である株式の数は100株）とすることを決議いただいております。なお、同決議時における役員

の員数は、取締役（社外取締役除く。）3名であります。

② 当該事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	175,997 (3,000)	81,525 (3,000)	－ (－)	94,472 (－)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14,100 (4,200)	14,100 (4,200)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	190,097 (7,200)	95,625 (7,200)	－ (－)	94,472 (－)	8 (4)

(注) 上記「非金銭報酬等」(株式報酬型ストック・オプション報酬)は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指標は連結経常利益の額であり、当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。また、業績連動報酬等の額の算定方法は、連結経常利益の額及び目標値に対する達成度合いに応じた算定方法としております。

なお、当連結会計年度を含む連結経常利益の推移は、「I 企業集団の現況に関する事項 (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストック・オプション報酬であり、業績及び各取締役(社外取締役を除く。)の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会において決定しております。なお、当事業年度は3名に350個を支給いたしました。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2023年3月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認

しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりです。

1. 基本方針

(1) 当社の取締役の報酬等に関する基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高める報酬制度とする
- ② 株主の利益を重視した業務展開を図る
- ③ 客観性・透明性が十分に担保された決定プロセスとする

(2) 取締役の報酬等は、基本報酬としての固定報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬、中長期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプション報酬で構成する。ただし、社外取締役の報酬については、役割及び独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。以下、3及び4において同じ。）

(1) 基本報酬としての固定報酬は、各取締役の役位、役割、職責、在任年数、業績等を総合的に勘案し、決定する。

(2) 基本報酬は、月例の固定報酬として、毎月支給する。

3. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(1) 短期インセンティブとしての業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当該事業年度における連結経常利益の額を業績指標として、連結経常利益の額及び目標値に対する達成度合いに応じて決定する。

(2) 業績連動報酬は、事業年度終了後、金銭報酬として支給する。

4. 非金銭報酬等（株式報酬型ストック・オプション報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(1) 中長期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプション報酬は、中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、各取締役の役位、役割、職責、在任年数、業績等を総合的に勘案し、決定する。

(2) 株式報酬型ストック・オプション報酬は、定時株主総会后、支給する。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬に係る業績指標の目標が達成された場合の各報酬の割合は、概ね以下を目安として、委員の過半数が独立社外取締役及び独立社外監査役で構成される指名・報酬委員会（以下「指名・報酬委員会」という。）の答申を踏まえて取締役会で決定する。

	固定報酬	業績連動報酬	株式報酬型ストック・ オプション報酬
報酬等の割合 (目安)	40%～60%	10%～20%	30%～50%

6. 個人別の報酬等の額の決定方法

- (1) 各取締役の個人別の報酬等の額については、指名・報酬委員会において審議を行うことで、決定プロセスの客観性・透明性の確保に努める。
- (2) 指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、各取締役の個人別の報酬の額について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
- (3) 取締役会は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、各取締役の個人別の報酬の額を決定する。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役福田大助氏は、山王シティ法律事務所のパートナー弁護士及び田中商事株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。
- ・社外取締役秋元二郎氏は、リエゾン・パートナーズ株式会社及び日本シニア住宅リース株式会社の代表取締役であります。
- ・社外監査役佐藤明充氏は、佐藤税理士法人及び東光監査法人の代表社員であります。
- ・社外監査役江口正夫氏は、江口・海谷・池田法律事務所の代表者であります。
- ・上記の各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 各社外役員の当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った業務の概要

- ・社外取締役福田大助氏は、当事業年度に開催された定時取締役会13回中13回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。特に、コーポレート・ガバナンスの観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意に設置されたコンプライアンス推進委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会4回のすべてに出席し、弁護士としての専門的な知識と豊富な見識に基づく助言を行うことでコンプライアンスの向上に貢献いたしました。さらに、任意に設置された指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会6回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能の向上に貢献いたしました。

- ・社外取締役秋元二郎氏は、当事業年度に開催された定時取締役会13回中13回に出席し、経営者としての豊富な経験と見識を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。特に、アドバイザー会社の経営者としての観点から、経営戦略等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意に設置された指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会6回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能の向上に貢献いたしました。
- ・社外監査役佐藤明充氏は、当事業年度に開催された定時取締役会13回中12回に出席し、税理士及び公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、当事業年度に開催された監査役会16回中15回に出席し、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について必要な発言を適宜行いました。さらに、任意に設置された指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会6回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能の向上に貢献いたしました。
- ・社外監査役江口正夫氏は、当事業年度に開催された定時取締役会13回中12回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、当事業年度に開催された監査役会16回中15回に出席し、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について必要な発言を適宜行いました。

V 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

興亜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 17百万円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金額 23百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの妥当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「匿名組合の財産管理報告書に関する契約上定められた計算手続及び会計帳簿からの転記の正確性に関する確認業務」を委託して、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人にその職務を適切に遂行することが困難であると認められる事態が生じた場合、その他解任又は不再任が適切と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、次のとおり、取締役会において決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守は企業活動において最重要課題のひとつと位置づけ、代表取締役社長及び各取締役が主導又は関与して法令違反が行われないよう、監督できる体制を構築・維持する。
- ② 法令等の遵守の重要性を全役職員に周知徹底するために、「コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長及び各取締役は、率先垂範して取組むとともに、浸透に努める。
- ③ 法令違反行為又は違反するおそれのある行為等の事実を知った場合の対処方法などの役職員の義務等を、社内に周知し、コンプライアンス体制を推進する。
- ④ 反社会的勢力との関係は法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。
- ⑤ 法令違反行為又は違反するおそれのある行為を監視するモニタリング機能の維持強化に努める。
- ⑥ 法令違反行為が行われた場合に、速やかに対応策を講じることができ体制を構築するとともに、必要となる対外公表を適時適切に行う体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 企業活動における情報保存管理の重要性を認識し、情報の作成・保存・管理のあり方を周知徹底するために、社内諸規程を適時適切に見直す体制を維持する。
- ② 「情報セキュリティ基本規程」に基づき、重要な情報の漏洩を防ぐ体制を構築・維持する。
- ③ 適時開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集される体制を構築するとともに、開示情報に虚偽記載や重大な欠落が起こらないように努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 健全な企業活動の維持継続に障害となるリスク等について、リスク管理に関する規程に基づき、日常的に継続してリスクを認識・分析・評価する体制を構築するとともに適切に管理する。
- ② リスク管理においては、事故事例の掌握、社会的価値観の変化、法的規制その他経営環境等の変化に応じ、適時適切に対策を講じる。
- ③ 内部監査室はリスク管理状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に定期的に報告するとともに、監査役にも定期的に報告する。

- ④ 不測の事態が生じた場合や、リスクが顕在化しそうな事象が生じた場合に、当社内部から速やかに代表取締役社長に報告される体制を構築する。
 - ⑤ 不測の事態が生じたり、リスクが顕在化した場合には、速やかに必要なリスク管理対策を講じるとともに、適時適切な情報開示を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制の基礎として、当社は社外取締役を選任し、業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、経営会議、その他の会議体において効率的な意思決定を図る。
 - ② 取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。
 - ③ 取締役の業務執行として、効率的に施策が立案・実施される体制を整備し、問題があれば適時に見直しを図る。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 取締役会は、当社グループ共通の企業理念・コンプライアンス規程に基づき、当社グループ全体に周知徹底を行う。
 - ② 当社グループが行う取引については、法令、定款、企業会計の基準、税法その他の会社規範に照らし適切なものでなければならない。
 - ③ 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、子会社等に損失のリスクが発生し、これを掌握した場合には、直ちに発見された損失のリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、代表取締役社長及び監査役に報告する体制を構築する。
 - ④ 当社は、監査役が、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう監査法人及び内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**
- ① 監査役の職務を補助するため、担当部署及び使用人を定める。
 - ② 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要な人員を配置する。
- (7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役を補助すべき使用人を含め、監査役から監査業務に必要な指示・命令を受けた使用人は、当該指示・命令に関して代表取締役社長、取締役等の指揮命令を受けない。

- ② 監査役の職務を補助すべき人員の人事異動、人事評価、賞罰等については、監査役の事前の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、取締役・使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたとき及び監査役が報告を求めたときは、速やかに監査役に報告する。
- ② 取締役は、取締役会のほか、監査役が出席する経営会議等重要な会議において、適時に報告をする。
- ③ 監査役は、重要な会議の資料、業務執行の意思決定に関する資料、その他重要な書類を適時に閲覧することができる。
- ④ 監査役への報告を理由として役職員を不利に扱うことを禁止する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 各監査役は相互の協議により、それぞれの業務分担を行う。また各監査役は取締役会のみならず他の社内会議に出席することができ、かつ必要に応じて代表取締役社長に対して必要な調査・報告等を要請することができる。
- ② 監査役による会計監査については、監査役が当社の会計監査を担当する監査法人と定期的に情報交換を行うなど連携を図り、実効性を高める。
- ③ 監査役の職務執行に必要な費用は、会社が負担する。

(10) 財務報告の信頼性を確保する体制

- ① 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
- ② 代表取締役社長は、本体制に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

2. 当事業年度における運用状況の概要

(1) 取締役会その他会議体の運用

当社では、常勤取締役3名及び社外取締役2名で構成される取締役会を毎月開催しており、法令上の規定事項その他経営に係る重要事項について審議及び決定を行っております。取締役会においては、社外取締役が第三者的立場で審議に参加することで、取締役の経営判断に対する監督機能を強化しております。さらに、取締役会には常勤監査役1名及び社外監査役2名も出席し、取締役の業務執行を監査する体制を整えております。

当社子会社では、定期的に常勤取締役及び執行役員で構成される経営会議を開催し、業務運営に関わる重要な事項を報告、協議しております。また、一定以上の金額のプロジェクトを開始するに当たっては、常勤取締役及び執行役員で構成されるプロジェクト会議の決議を必要とし、業務運営の適正性を確保しております。

(2) コンプライアンス体制

当社では、代表取締役社長、取締役1名及び社外取締役1名で構成されるコンプライアンス推進委員会を設置し、法令等の遵守状況に関する定期的な検証、コンプライアンス規程、ガイドライン、マニュアル等の作成、コンプライアンス教育の計画、管理、実施等を行い、コンプライアンス体制の確立に努めております。

(3) 監査体制

当社では、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成される監査役会を毎月開催しており、監査計画や監査方針を策定するとともに、業務分担等を決定します。また、それぞれの分担に基づいて実施した監査内容を報告するとともに、その内容を協議し、経営内容を監視しております。さらに、会計監査人及び内部監査室と連携し、全社的な業務運営体制について適切な監視を行っております。

VII 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、かかる基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員等当社の利害関係者においても重要な事項でありますので、当社といたしましては基本方針の策定について検討を行っており、今後も検討を継続していく所存です。

(本事業報告中の記載数値は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	[49,880,693]	流 動 負 債	[19,859,454]
現金及び預金	12,783,071	買掛金	345,820
売掛金	1,138	短期借入金	7,649,900
販売用不動産	15,693,369	1年内償還予定の社債	810,000
仕掛販売用不動産	20,463,812	1年内返済予定の長期借入金	8,861,279
前渡金	508,078	未払金	129,639
前払費用	231,054	未払費用	20,981
その他	201,068	未払法人税等	1,047,031
貸倒引当金	△900	未払消費税等	230,051
固 定 資 産	[11,323,839]	前受り金	310,608
有 形 固 定 資 産	(10,190,810)	前受収益	86,265
建物及び構築物	5,513,983	賞与引当金	69,661
機械装置及び運搬具	6,501	その他	24,505
工具、器具及び備品	31,814	固 定 負 債	[26,137,758]
土地	4,561,791	社債	230,000
建設仮勘定	76,720	長期借入金	25,208,910
無 形 固 定 資 産	(39,013)	繰延税金負債	49,506
借地権	36,593	長期預り敷金保証金	527,459
その他	2,419	資産除去債務	113,515
投資その他の資産	(1,094,015)	その他	8,365
投資有価証券	641,506	負 債 合 計	45,997,213
出資金	10,490	純資産の部	
長期前払費用	50,792	株 主 資 本	[15,054,315]
繰延税金資産	175,253	資本金	1,422,753
その他	215,972	資本剰余金	1,683,651
繰 延 資 産	[5,376]	利益剰余金	11,948,536
社債発行費	5,376	自己株式	△626
資 産 合 計	61,209,909	その他の包括利益累計額	[△6,149]
		その他有価証券評価差額金	△1,062
		繰延ヘッジ損益	△5,087
		新 株 予 約 権	[164,530]
		純 資 産 合 計	15,212,696
		負 債 純 資 産 合 計	61,209,909

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		31,499,316
売上原価		22,989,967
売上総利益		8,509,348
販売費及び一般管理費		2,957,005
営業利益		5,552,342
営業外収益		
受取利息	671	
受取配当金	6,029	
為替差益	25,654	
保険返戻金	116,841	
その他の	36,447	185,644
営業外費用		
支払利息	546,165	
社債利息	8,215	
支払手数料	194,425	
社債発行費等償却	5,264	
その他	42,623	796,694
経常利益		4,941,292
特別利益		
固定資産売却益	599	
投資有価証券売却益	10,303	10,902
特別損失		
固定資産除却損	5,097	
投資有価証券売却損	54,670	
関係会社株式売却損	60,243	120,011
税金等調整前当期純利益		4,832,184
法人税、住民税及び事業税	1,603,595	
法人税等調整額	△65,359	1,538,235
当期純利益		3,293,948
親会社株主に帰属する当期純利益		3,293,948

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	613,926	1,645,001	9,059,889	—	11,318,818
暫定的な会計処理の確定による影響額			△16,624		△16,624
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	613,926	1,645,001	9,043,265	—	11,302,193
当期変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△1,158,855			△1,158,855
親会社株主に帰属する当期純利益			3,293,948		3,293,948
自己株式の取得				△626	△626
新株予約権の行使	808,827	808,827			1,617,654
利益剰余金から資本剰余金への振替		388,677	△388,677		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	808,827	38,649	2,905,271	△626	3,752,121
当期末残高	1,422,753	1,683,651	11,948,536	△626	15,054,315

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△27,064	△6,955	18,148	△15,870	131,324	11,434,272
暫定的な会計処理の確定による影響額						△16,624
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	△27,064	△6,955	18,148	△15,870	131,324	11,417,648
当期変動額						
剰余金（その他資本剰余金）の配当						△1,158,855
親会社株主に帰属する当期純利益						3,293,948
自己株式の取得						△626
新株予約権の行使						1,617,654
利益剰余金から資本剰余金への振替						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26,002	1,867	△18,148	9,720	33,205	42,926
当期変動額合計	26,002	1,867	△18,148	9,720	33,205	3,795,048
当期末残高	△1,062	△5,087	—	△6,149	164,530	15,212,696

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	【480,190】	流 動 負 債	【172,033】
現金及び預金	465,902	1年内返済予定の長期借入金	100,000
前払費用	1,969	未払金	24,048
未収入金	12,126	未払法人税等	2,355
その他	191	未払消費税等	11,223
固 定 資 産	【5,995,334】	預り金	5,394
投資その他の資産	(5,995,334)	賞与引当金	3,435
投資有価証券	141,207	その他	25,576
関係会社株式	5,738,944	固 定 負 債	【150,000】
その他の関係会社有価証券	52,829	長期借入金	150,000
繰延税金資産	62,333	負 債 合 計	322,033
その他	20	純資産の部	
		株 主 資 本	【5,990,023】
		資本金	(1,422,753)
		資本剰余金	(4,227,282)
		資本準備金	1,683,651
		その他資本剰余金	2,543,631
		利益剰余金	(340,613)
		その他利益剰余金	340,613
		繰越利益剰余金	340,613
		自己株式	(△626)
		評価・換算差額等	【△1,062】
		その他有価証券評価差額金	△1,062
		新 株 予 約 権	【164,530】
		純 資 産 合 計	6,153,492
資 産 合 計	6,475,525	負 債 純 資 産 合 計	6,475,525

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
業務受託料	372,000	
関係会社受取配当金	107,500	479,500
販売費及び一般管理費		393,097
営業利益		86,402
営業外収益		
受取利息	1	
その他	1,861	1,863
営業外費用		
支払利息	11,309	
支払手数料	9,880	
その他	11,436	32,625
経常利益		55,639
税引前当期純利益		55,639
法人税、住民税及び事業税	1,210	
法人税等調整額	△15,155	△13,945
当期純利益		69,584

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	613,926	874,824	3,702,486	4,577,310	271,028	271,028	—	5,462,265	
当期変動額									
剰余金(その他資本剰余金)の配当			△1,158,855	△1,158,855				△1,158,855	
当期純利益					69,584	69,584		69,584	
自己株式の取得							△626	△626	
新株予約権の行使	808,827	808,827		808,827				1,617,654	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	808,827	808,827	△1,158,855	△350,027	69,584	69,584	△626	527,758	
当期末残高	1,422,753	1,683,651	2,543,631	4,227,282	340,613	340,613	△626	5,990,023	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	—	—	131,324	5,593,590
当期変動額				
剰余金(その他資本剰余金)の配当				△1,158,855
当期純利益				69,584
自己株式の取得				△626
新株予約権の行使				1,617,654
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,062	△1,062	33,205	32,143
当期変動額合計	△1,062	△1,062	33,205	559,901
当期末残高	△1,062	△1,062	164,530	6,153,492

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

株式会社L Aホールディングス

取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

柿原佳孝

指定社員

業務執行社員

公認会計士

近田直裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社L Aホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社L Aホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

株式会社L Aホールディングス

取締役会 御中

興 亜 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

柿原佳孝

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

近田直裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社L Aホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月29日

株式会社 LAホールディングス 監査役会

常勤監査役	神 保 剛
社外監査役	佐 藤 明 充
社外監査役	江 口 正 夫

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、企業体質の強化と将来の事業展開を勘案しながら業績に応じて配当を実施することを基本方針とし、1株当たり配当金の安定的な増加を目指しております。

当期の期末配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益をベースとした配当性向を「30%以上目標」とする利益還元を目指すという配当方針に基づき、当事業年度の業績等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金211円
配当総額 1,318,040,829円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年3月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	わき た えい いち 脇 田 栄 一 (1968年7月30日生)	2012年2月 株式会社ラ・アトレジデンシャル (現株式会社L Aアセット) 取締役 2012年6月 株式会社ラ・アトレ代表取締役副社長 2013年3月 同社代表取締役社長(現任) 2020年3月 株式会社ラ・アトレジデンシャル (現株式会社L Aアセット) 代表取締役社長(現任) 2020年7月 当社代表取締役社長(現任)	一株
2	じ み のぶ や 自 見 信 也 (1961年9月29日生)	1985年4月 セントヒルズ販売株式会社入社 1990年12月 株式会社ラ・アトレにじゅういち (現株式会社ラ・アトレ) 設立 常務取締役 1996年6月 同社専務取締役 2009年3月 株式会社ラ・アトレジデンシャル (現株式会社L Aアセット) 代表取締役社長 2009年6月 株式会社ラ・アトレ代表取締役副社長 2012年2月 株式会社ラ・アトレジデンシャル (現株式会社L Aアセット) 取締役 2012年4月 同社代表取締役社長 2012年6月 株式会社ラ・アトレ取締役(現任) 2016年8月 株式会社ラ・アトレジデンシャル (現株式会社L Aアセット) 取締役 2020年3月 株式会社L Aソリューション(現株式会社ラ・アトレジデンシャル) 取締役(現任) 2020年7月 当社取締役(現任) 2022年3月 株式会社L Aアセット取締役(現任) 2023年1月 株式会社ファンスタイル取締役(現任) 株式会社ファンスタイルリゾート取締役(現任)	76,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	くり はら かず なり 栗 原 一 成 (1971年7月23日生)	<p>1996年4月 三井物産株式会社入社</p> <p>2000年7月 I N Gベアリング証券会社入社</p> <p>2001年4月 日興証券株式会社（現S M B C日興証券株式会社）入社</p> <p>2003年3月 プリヴェチャーリッヒ企業再生株式会社（現プリヴェ企業再生グループ株式会社）取締役最高財務責任者</p> <p>2005年1月 日興アントファクトリー株式会社（現アント・キャピタル・パートナーズ株式会社）入社</p> <p>アント・コーポレートアドバイザー株式会社（現A C A株式会社）取締役</p> <p>2011年3月 クレディ・スイス証券株式会社入社</p> <p>クレディ・スイス銀行東京支店入行</p> <p>2019年5月 株式会社ラ・アトレ執行役員</p> <p>2020年3月 同社取締役（現任）</p> <p>株式会社ラ・アトレレジデンシャル（現株式会社L Aアセット）取締役（現任）</p> <p>株式会社L Aソリューション（現株式会社ラ・アトレレジデンシャル）取締役（現任）</p> <p>2020年7月 当社取締役（現任）</p>	30,000株
4	ふく だ だい すけ 福 田 大 助 (1955年10月27日生)	<p>1980年4月 日本航空株式会社入社</p> <p>1985年4月 株式会社日本興業銀行海外調査部出向（現株式会社みずほ銀行）</p> <p>1990年4月 弁護士登録</p> <p>1998年6月 田中商事株式会社社外監査役</p> <p>2004年6月 ジャパンパイル株式会社社外監査役</p> <p>2011年9月 法政大学経営大学院講師</p> <p>2016年6月 田中商事株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2018年9月 山王シテイ法律事務所パートナー弁護士（現任）</p> <p>2019年3月 株式会社ラ・アトレ社外取締役</p> <p>2020年7月 当社社外取締役（現任）</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	あきもとじろう 秋元二郎 (1956年7月5日生)	1981年4月 興銀リース株式会社(現みずほリース株式会社)入社 1988年4月 エスピーディー株式会社入社 1989年12月 野村ファイナンス株式会社入社 2000年1月 野村証券株式会社入社 2000年6月 野村キャピタル・インベストメント株式会社取締役 2000年9月 N C I キャピタル株式会社代表取締役 2003年10月 野村プリンシパル・ファイナンス株式会社不動産投資チーム・ヘッド 2005年3月 野村証券株式会社退社 2005年3月 リエゾン・パートナーズ株式会社設立 代表取締役(現任) 2013年5月 日本シニア住宅リース株式会社設立 代表取締役(現任) 2021年3月 当社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福田大助氏及び秋元二郎氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって福田大助氏が3年9か月、秋元二郎氏が3年となります。
3. 当社は、福田大助氏及び秋元二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定です。
4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
 福田大助氏は、過去に社外取締役又は監査役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、弁護士としての企業法務及びコーポレート・ガバナンスに関する専門的な知見を活かし、社外取締役として公正かつ客観的な立場で、当社の業務執行に対して監督、意見等をいただいております。引き続き取締役会の意思決定に際し、大所高所から監督、助言等をいただくことを期待して、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関し、独立した立場から関与いただく予定です。
- 秋元二郎氏は、ヘルスケア施設事業分野における資金調達、投資、M&A等に係るアドバイザー会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外取締役として公正かつ客観的な立場で、当社の業務執行に対して監督、意見等をいただいております。引き続き取締役会の意思決定に際し、適切な監督、助言等をいただくことを期待して、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関し、独立した立場から関与いただく予定です。
5. 当社は、福田大助氏及び秋元二郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。原案どおり両氏の再任が承認された場合、両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「IV 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 各取締役候補者の選定にあたっては、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する指名・報酬委員会への諮問を経ております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	じん ぼ つよし 神 保 剛 (1967年1月31日生)	1991年4月 日産自動車株式会社入社 1996年2月 株式会社PALTEK管理本部長 2000年8月 ネットイヤーグループ株式会社財務部長 2002年2月 株式会社システム・ケイ取締役財務担当 2018年5月 株式会社ラ・アトレ内部監査室長 2020年3月 株式会社ラ・アトレレジデンシャル(現株式会社L Aアセット) 監査役(現任) 株式会社L Aソリューション(現株式会社ラ・アトレレジデンシャル) 監査役(現任) 2020年7月 当社監査役(現任) 株式会社ラ・アトレ監査役(現任) 2023年1月 株式会社ファンスタイル監査役(現任) 株式会社ファンスタイルリゾート監査役(現任)	900株
2	さ とう あき みつ 佐 藤 明 充 (1970年8月11日生)	1992年10月 公認会計士第2次試験合格 1993年4月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1997年4月 公認会計士登録 2000年9月 佐藤公認会計士事務所開業 2001年2月 税理士登録 2004年2月 佐藤税理士法人代表社員(現任) 2004年7月 東光監査法人代表社員(現任) 2013年3月 株式会社ラ・アトレ社外監査役 2020年7月 当社社外監査役(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	えぐち まさお 江口 正夫 (1952年10月20日生)	1979年10月 司法試験合格 1982年4月 弁護士登録 我妻・海谷法律事務所（現 江口・海谷・池田法律事務所）入所 1985年4月 最高裁判所司法研究所弁護教官室所付 1990年4月 日本弁護士連合会代議員、東京弁護士会常議員、民事訴訟法改正問題特別委員会副委員長 1995年4月 (旧) 建設省委託貸家業務合理化方策検討委員会委員 1996年4月 (旧) 建設省委託賃貸住宅リフォーム促進方策検討委員会作業部会委員 2001年4月 財団法人日本賃貸住宅管理協会理事 2012年4月 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会理事（現任） 2013年4月 東京商工会議所経済法規委員（現任） 2017年3月 株式会社ラ・アトレ社外監査役 2020年7月 当社社外監査役（現任）	一株

- (注)
1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 佐藤明充氏及び江口正夫氏は、社外監査役候補者であります。また、両氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年9か月となります。
 3. 当社は、佐藤明充氏及び江口正夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定です。
 4. 社外監査役候補者とした理由

佐藤明充氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、税理士、公認会計士としての経験・見識が豊富であり、社外監査役として公正かつ客観的な立場で、当社の業務執行に対して監督、意見をいただいております。引き続き取締役会の意思決定に際し、大所高所から監督、助言等をいただくことを期待して、社外監査役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関し、独立した立場から関与いただく予定です。

江口正夫氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務及び不動産法務に精通しており、社外取締役として公正かつ客観的な立場で、当社の業務執行に対して監督、意見をいただいております。引き続き取締役会の意思決定に際し、適切な監督、助言等をいただくことを期待して、社外監査役候補者としております。

5. 当社は、神保剛氏、佐藤明充氏及び江口正夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。原案どおり同氏らの再任が承認された場合、両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「IV 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】株式会社L Aホールディングス 取締役会スキル・マトリックス

	項目					
	企業経営	業界経験 (不動産)	財務・会計・ ファイナンス	法務・ コンプライアンス	ESG・ サステナビリティ	M&A
脇田 栄一	●	●	●	●		●
自見 信也	●	●				
栗原 一成	●		●	●		●
福田 大助				●	●	●
秋元 二郎	●	●	●		●	●
神保 剛	●		●	●		
佐藤 明充			●		●	
江口 正夫		●		●	●	

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年3月30日開催の第1回定時株主総会において、年額175百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分の給与は含まない。）とすること及び取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬を、上記報酬枠とは別枠で、年額100百万円以内とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、現行の株式報酬型ストック・オプション制度に代え、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

つきましては、上記株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の定めを廃止し、これに代わるものとして、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭債権の総額を、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

本議案が原案どおり承認可決された場合、すでに付与済みのものを除き、今後、対象取締役に対する上記の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の発行は行わないことといたします。また、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を、現行の株式報酬型ストック・オプション制度に代えて導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

- (1) 当社の取締役の報酬等に関する基本方針は、以下のとおりとする。
 - ① 中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高める報酬制度とする
 - ② 株主の利益を重視した業務展開を図る
 - ③ 客観性・透明性が十分に担保された決定プロセスとする
- (2) 取締役の報酬等は、基本報酬としての固定報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬、中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成する。ただし、社外取締役の報酬については、役割及び独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。以下、3及び4において同じ。）

- (1) 基本報酬としての固定報酬は、各取締役の役位、役割、職責、在任年数、業績等を総合的に勘案し、決定する。
- (2) 基本報酬は、月例の固定報酬として、毎月支給する。

3. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

- (1) 短期インセンティブとしての業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当該事業年度における連結経常利益の額を業績指標として、連結経常利益の額及び目標値に対する達成度合いに応じて決定する。
- (2) 業績連動報酬は、事業年度終了後、金銭報酬として支給する。

4. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

- (1) 中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬は、中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、各取締役の役位、役割、職責、在任年数、業績等を総合的に勘案し、決定する。
- (2) 譲渡制限付株式報酬は、定時株主総会后、支給する。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬に係る業績指標の目標が達成された場合の各報酬の割合は、概ね以下を目安として、委員の過半数が独立社外取締役及び独立社外監査役で構成される指名・報酬委員会（以下「指名・報酬委員会」という。）の答申を踏まえて取締役会で決定する。

	固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬
報酬等の割合 (目安)	40%～60%	10%～20%	30%～50%

6. 個人別の報酬等の額の決定方法

- (1) 各取締役の個人別の報酬等の額については、指名・報酬委員会において審議を行うことで、決定プロセスの客観性・透明性の確保に努める。
- (2) 指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、各取締役の個人別の報酬の額について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
- (3) 取締役会は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、各取締役の個人別の報酬の額を決定する。

以上

株主総会会場のご案内

案内図

東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝16階「曙」
TEL : 03-3437-2011



<交通アクセス>

- JR山手線・京浜東北線浜松町駅北口より徒歩7分。
(会場) 羽田空港から東京モノレール利用で浜松町駅まで23分。
都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅<B1出口>より徒歩8分。
東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅より徒歩1分。